

管理組合代表者等の変更に必要な書類一覧

- ・ 交付決定後から利子補給金交付完了までの間に、代表者や管理組合名に変更があった場合は、代表者等変更の手続きを行ってください。（郵送提出可）

■ 代表者等変更に必要な書類…代表者等変更には、以下の（１）～（４）が必要です。

（１）管理組合代表者等変更届

- ・ 助成申込後に交付決定通知をお送りする際に１枚同封します。
なお、管理組合代表者等変更届の様式は、東京都マンションポータルサイトに掲載しています。

（２）総会等の議事録の写し

- ・ 変更後の理事長の氏名と、変更が承認されたことを確認できる、総会や理事会の議事録を提出してください。

（３）支払金口座振替変更届 ※利子補給額確定申請後に変更する場合のみ提出

- ・ 支払金口座振替変更届の様式は、東京都マンションポータルサイトに掲載しています。

（４）通帳の写し ※利子補給額確定申請後に変更する場合のみ提出

- ・ 口座名義、口座番号が記載されたページの写しを提出してください。

【郵送先】

手続きの進捗状況によって、郵送先が異なります。

■ 利子補給額確定申請前（同時含む）に変更する場合

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1
住宅政策本部 住宅企画部 マンション課 マンション管理担当

■ 利子補給額確定申請後に変更する場合

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1
住宅政策本部 住宅企画部 民間住宅課 助成管理担当